



# がんばる事業者応援金

申請受付期限 令和2年7月31日（金）当日消印有効

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、売上が減少している町内の中小企業等の事業継続を支援するため、次のとおり「みやこ町がんばる事業者応援金」を給付します。

## ◇対象者

令和元年12月31日以前から、みやこ町内に主たる事業所または店舗等を置いて事業を営んでいる法人または個人であり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年1月から申請日の属する月の前月までの期間で、いずれかの月の売上が前年同月と比べ**15%以上30%未満減少**した事業者。

◎令和2年1月以降の売上に、前年同月比30%以上減少している月がある場合は、国・県の給付金・支援金の対象となりますので、当応援金の対象外です。

◎開業から間もない場合または店舗増加等で比較が困難な場合は、前年同月にかえて令和元年12月の売上を比較対象とします。

◎主たる収入が事業収入以外の事業者は、当応援金の対象外です。

＜その他にも給付要件があります。町ホームページ等でご確認ください＞

## ◇支給額

1事業者あたり／1回限り 20万円

## ◇申請に必要な書類

- ① 申請書（様式第1号）
- ② 法人前事業年度の確定申告書別表一の写し 個人令和元年分確定申告書Bの写し
- ③ 平成31年1月から申請月の前月までの各月の売上がわかる帳簿等の写し
- ④ 申請者の振込口座の通帳の写し
- ⑤ 誓約書（様式第2号）
- ⑥ 請求書（様式第5号）

＜その他、追加の資料をご提出いただく場合があります＞

## ◇申請から応援金支給までの流れ

①町ホームページまたは、みやこ町役場観光まちづくり課、みやこ町商工会窓口で申請書等の様式を入手⇒②必要書類を準備⇒③みやこ町商工会に**郵送**（令和2年7月31日消印有効）⇒④審査⇒⑤交付または不交付の決定⇒⑥（交付決定の場合）応援金の支給

◆問合せ先：みやこ町役場 観光まちづくり課 ☎32-2512／みやこ町商工会 ☎33-2086

◆申請書類郵送先：みやこ町商工会 本所 〒824-0121 みやこ町豊津 1108

(記者配布用)

福岡県に緊急事態宣言が4月7日に発令され、5月14日に解除されましたが、長期にわたり中小企業、小規模事業者等の営業活動の自粛要請や住民に対する外出自粛要請が続いていることから、大きな影響を受けている町内の中小企業等の事業持続の支援を行うため、中小企業等に対する「みやこ町がんばる事業者応援金」を支給するものです。

予算額としては、令和2年度みやこ町一般会計歳入歳出予算の総額に8,298万7千円を追加し、142億6,110万3千円とするものです。

なお、この度の補正予算につきましては、一刻も早く、スピード感をもって対策を講じたいとの観点から先日、令和2年5月20日付けで専決処分をいたしました。

(概要)

○歳出 歳出総額 8,298万7千円

・経済対策（中小企業等応援金） 8,298万7千円

うち中小企業等応援金支給事務等に係る経費 2,987千円

うち中小企業等応援金（200,000円×400件） 80,000千円

○歳入 全額、財政調整基金繰入

## 感染症対策の内訳

### 1 がんばる事業者応援金

令和元年12月31日以前から、みやこ町内に主たる事業所または店舗等を置いて事業を営んでいる法人または個人で在り、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年1月から申請日の属する月の前月までの期間で、いずれかの月の売上が前年同月と比べ15%以上30%未満減少した事業者に応援金を支給する。

支給額は、1事業者あたり／1回限り 20万円

申請受付は、令和2年6月1日から7月31日まで

申請の提出先は、みやこ町商工会